

平成25年第3回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成25年9月4日(水) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	磯 部 あさみ
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会計管理者	喜 多 君美代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	(民生部門理事兼務)	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	(事業部門理事兼務)

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて(平成 25 年度安堵町
一般会計補正予算(補正第 2 号)について)

日程第 4 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて

日程第 5 議案第 2 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正
予算(補正第 1 号)について

日程第 6 議案第 3 号：町道路線の変更について

日程第 7 認定第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 9 認定第 3 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 4 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 11 認定第 5 号：平成 24 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入
歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 6 号：平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 13 認定第 7 号：平成 24 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

日程第 14 報告第 2 号：健全化判断比率報告書について

日程第 15 報告第 3 号：資金不足比率報告書について

日程第 16 報告第 4 号：平成 24 年度安堵町土地開発公社決算の報告について

開 会 午前 10 時

議長（山岡 敏） おはようございます。

ただ今の出席議員 10 名です。

定足数に達していますので、平成 25 年第 3 回安堵町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 西本町長より、招集の挨拶をお願いいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（山岡 敏） はい、町長どうぞ。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

平成 25 年第 3 回定例会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましては、時節柄お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

近年の異常気象により高知県四万十市で 41 度という国内史上最高気温を観測しました。

地元では、日本で一番暑い町とアピールし、41 円かき氷を発売するなど、新たなアイデアで観光の PR を行っているところでございます。奈良県下におきましても、ごく最近まで 35 度を超えるような猛暑が続いていたところでもございます。

一方、全国的に異常気象による大雨で大きな災害が多発しております。中国地方日本海側や東北地方等で集中豪雨により、河川の決壊や家屋の浸水、流出等により犠牲者が出るなど甚大な災害が生じました。また、一昨日、埼玉、千葉で巨大な積乱雲スーパーセブンによる竜巻が発生し、大きな被害が生じております。被害に遭われた全ての方々には心より御見舞いを申し上げたいと思います。

しかしながら、幸いにも、安堵町内は大きな被害が発生するようなこともなく、今年も夏の恒例行事として、極楽寺における夢あかり安燈会、広島大仏平和記念式典と、安堵町ふれあい盆踊り大会が開催され、いずれも町内外から多数の方々が来訪され、厳かに実施、あるいは賑わいをみたところでございます。

このように、人々が交流できる行事につきましては、活気あるまちづくりを担う者として期待しているところでございます。

今は、夕暮れにはいつしか赤とんぼが飛び交い、初秋の風情が漂いはじめているところ

でもございます。

さて、本日提案させていただきます案件ですが、報告案件としまして、平成 25 年度補正予算の専決処分の報告が 1 件、健全化判断比率の報告が 1 件、資金不足比率の報告が 1 件、土地開発公社決算の報告が 1 件、議案といたしまして、人事案件が 1 件、平成 25 年度補正予算が 1 件、町道路線の変更が 1 件、認定案件としまして、平成 24 年度決算の認定が 7 件の合計 14 件でございます。

それでは順を追って説明をいたします。

まず報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について）でございます。

今回の補正は、戸籍副本データ管理システムの整備を委託するために、162 万 8 千円の増額をするもので、6 月の定例会後に国において、システム共同調達業者が決定し、9 月上旬までに国と互換性をもたせるために、安堵町のシステムの改修及び稼働テストを行う必要がございます。したがって、6 月 28 日に専決処分をいたしましたので報告するものでございます。

次に議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員 植田茂治氏が、今年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任に 堀口信行氏を新たに任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に議案第 2 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）についてでございます。

これにつきましては、平成 24 年度介護給付費交付金等の実績を精算し、結果的に超過交付となった額を返還するため、244 万 4 千円を増額補正するものでございます。

次に議案第 3 号：町道路線の変更についてでございます。

住宅開発に伴い、東安堵 75 号線に隣接する道路について、安堵町に帰属を受けたため、道路路線を変更するものでございます。

次に認定第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 35 億 2,220 万 7,588 円、歳出総額 31 億 2,976 万 1,917 円、差引額 3 億 9,244 万 5,671 円で、このうち 370 万 8 千円は繰越明許費繰越額でございます。実質収支額は 3 億 8,873 万 7,671 円、実質単年度収支は 1 億 3,655 万 8,912 円の黒字となっております。

次に認定第 2 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定についてでございます。

歳入総額 9 億 1,752 万 3,099 円、歳出総額 9 億 5,522 万 1,446 円、差引額 3,769 万 8,347 円の赤字で、実質収支額につきましても同額でございますが、単年度、実質単年度収支額は 362 万 1,935 円の黒字となっているところでございます。

次に認定第 3 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 161 万 7,856 円、歳出総額 2,455 万 4,864 円、差引額 2,293 万 7,008 円の赤字でございます。実質収支額につきましても同額、実質単年度収支額は 152 万 1,003 円の赤字でございます。

次に認定第 4：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 3 億 2,792 万 3,687 円、歳出総額 3 億 2,792 万 3,687 円、差引額は 0 円で、実質収支額、実質単年度収支額につきましても 0 円でございます。

次に認定第 5 号：平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 6 億 71 万 9,225 円、歳出総額 5 億 9,965 万 3,466 円、差引 106 万 5,759 円で、実質収支額 106 万 5,759 円でございます。実質単年度収支額は 953 万 1,935 円の赤字となっているところでございます。

次に認定第 6 号：平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額 7,244 万 3,712 円、歳出総額 7,244 万 3,712 円、差引額 0 円、実質収支額 0 円、実質単年度収支額は 21 万 4,700 円の赤字となっております。

認定第 7 号：平成 24 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

剰余金処分額 1,000 万円、これは建設改良積立金としたところでございます。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益 1 億 5,845 万 4,342 円、水道事業費用 1 億 4,811 万 8,481 円、差引額 1,033 万 5,861 円の黒字でございます。資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 100 万 1,526 円、資本的支出 5,740、5,479 万 3,265 円、差引額 5,379 万 1,739 円の赤字でございます。

次に報告第 2 号：健全化判断比率報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、平成 24 年度につきましては、実質赤字比率及び連結赤字比率は黒字となっておりますので該当はいたしません。実質公債費比率は 7.7%、将来負担比率は該当いたしません。

報告第 3 号：資金不足比率報告についてでございます。

これにつきましても、同法律に基づき報告するもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計について、いずれも資金不足はないため該当はいたしません。

報告第 4 号：平成 24 年度安堵町土地開発公社の決算についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入 1,506 円、支出 0 円、差引額 1,506 円。

これは基金の利息分でございます。資本的収入及び支出につきましては、収入 73 万 5,969 円、支出 73 万 5,969 円、差引額は 0 円でございます。

以上、大筋について説明をいたしました。細部につきましてはその都度担当課長より説明をさせますので、御審議願ひまして、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、手元に配付しておりますので御覧ください。

議長（山岡 敏） まず、日程第１：会議録議員、署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、
９番 田中幹男 議員、１０番 福井保夫 議員を指名します。

議長（山岡 敏） 日程第２：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１３日までの１０日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から１３日までの１０日間とすることに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第３ 報告第１号：「専決処分の承認を求めることについて（平成２５年度安堵町一般会計補正予算（補正第２号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは報告第１号、専決処分の承認を求めることについて（平成２５年度安堵町一般会計補正予算（補正第２号）について）御説明させていただきます。

本補正につきましては、先の東日本大震災における戸籍関係の被災状況を教訓に、法務省は戸籍正本と副本の同時消滅を防止するための対策として、全国の市町村において、戸籍副本データ管理システムを構築することとなりました。これに要する経費 162 万 8 千円を増額補正するものでございます。この財源といたしましては、全額繰越金を充てさせていただきます。これにより、歳入歳出それぞれ 162 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 342 万 1 千円といたします。

また、法務局側のシステムの入札が、当町 6 月議会定例会の後に行われ、その落札メーカーとの整合性を図りながらも早急に構築し、9 月までに稼動テストの必要があったため、6 月 28 日に専決処分とさせていただき、整備を進めさせていただきました。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書 7 ページをお願いいたします。

款 2. 総務費、項 3. 戸籍・住民基本台帳費、目 1. 戸籍・住民基本台帳費におきまして、戸籍副本データ管理システムの構築費用として 162 万 8 千円の増額。この財源といたしまして、1 ページ戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金を充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 25 年 9 月 4 日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 6 月 28 日専決処分、専決

安堵町長 西 本 安 博

補正予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）

平成 25 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 162 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 342 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 6 月 28 日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

次のページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 1 億 3,705 万 6 千円、補正額 162 万 8 千円、計 1 億 3,868 万 4 千円。

歳入合計

補正前の額 30 億 179 万、すいません、30 億 179 万 3 千円、補正額 162 万 8 千円、計 30 億 342 万 1 千円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部

款 2. 総務費、項 3. 戸籍・住民基本台帳費

補正前の額 4,082 万 7 千円、補正額 162 万 8 千円、計 4,245 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 30 億 179 万 3 千円、補正額 162 万 8 千円、計 30 億 342 万 1 千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。以上でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより報告第 1 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（山岡 敏） 挙手全員でございます。

よって、報告第 1 号は承認することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第４ 議案第１号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。

それでは議案第１号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

現在、安堵町教育委員は５名おられますが、そのうちの植田茂治委員が平成２５年９月３０日をもって任期満了を迎えられます。

植田氏におかれましては、今期をもつての辞職を強く希望されておることから、植田委員の後任に、窪田在住の堀口信行氏を新たに教育委員に任命したいと考えております。

堀口氏は、大阪産業大学経営学部卒業、佛教大学教育学部修了後、大阪府八尾市の市立小学校で３８年間教鞭をとっておられました。その間、道徳教育研究主任や情報教育推進部部長としてもご尽力されており、学校教育はもちろん、社会教育等についても幅広く精通されておられます。

氏は、今後の安堵町の学校教育、社会教育の推進についても意欲をもっておられることから、教育委員として適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、堀口氏の任期は、平成２５年１０月１日から平成２９年９月３０日までの４年間となります。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第１号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

平成２５年９月４日提出

安堵町長 西 本 安 博

記

住 所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田９７５番地

氏 名 堀口 信行

昭和２５年６月８日生（６３歳）

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第1号に対し採決をします。

この採決は挙手によって行います。

本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員でございます。

よって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第5 議案第2号：「平成25年度安堵町介護保険特別会計（会計事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部理事。

（磯部民生部門理事 登壇）

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます。磯部でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは議案第2号、平成25年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）についてを御説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ 244 万 4 千円の増額補正でございます。

内容といたしまして、補正予算書の 6、7 ページをお開きいただきますでしょうか、お願いいたします。

7 ページ歳出でございますが、

款 4. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金、目 2. 償還金でございますが、

平成 24 年度に概算交付を受けておりました国庫負担金、県負担金、支払基金交付金につきまして、実績に基づいて精算しましたところ、244 万 4 千円の超過交付が生じたので、平成 25 年度で返還するための補正でございます。

それにかかる財源といたしまして、6 ページお願いいたします。

歳入でございます。

款 3. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金、目 1. 介護給付費交付金で、支払基金より介護給付費交付金として 174 万 3 千円の追加交付を受けました。

そしてまた、款 6. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金で、平成 24 年度からの繰越金 70 万 1 千円を充当しております。

以上、歳入歳出それぞれ 244 万 4 千円の増額補正でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 2 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 9 月 4 日提出

安堵町長 西 本 安 博

続きまして 1 ページ、予算書の、補正予算書の 1 ページお願いいたします。

議案第 2 号：平成 25 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）（保険事業勘定）

平成 25 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 244 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,324 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 9 月 4 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

続きまして 2 ページお願いいたします。

歳入、2 ページ、第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 3. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 1 億 5,775 万 5 千円、補正額 174 万 3 千円、計 1 億 5,949 万 8 千円。

款 6. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 1 千円、補正額 70 万 1 千円、計 70 万 2 千円。

歳入合計

補正前の額 5 億 7,080 万円、補正額 244 万 4 千円、計 5 億 7,324 万 4 千円。

続きまして 3 ページ、歳出

款 4. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 35 万円、補正額 244 万 4 千円、計 279 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 5 億 7,080 万円、補正額 244 万 4 千円、計 5 億 7,240、すいません。5 億 7,324 万 4 千円。

事項別明細書につきましては、今までの説明に重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議、御承認お願い申し上げます。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第 2 号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立、賛成全員です。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第6 議案第3号：「町道路線の変更について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） おはようございます。

それでは議案第3号、町道路線の変更について説明させていただきます。

提案路線につきましては、東安堵あつみ台地域におきまして、本年5月に住宅開発により建設された道路を6月に町へ帰属を受けましたので、道路法第10条第3項の規定によりまして今議会に上程させていただきます。

それでは、議案書の1ページの表を御覧ください。

今回変更する路線は、路線番号294号、東安堵75号線です。住宅開発された道路が既設の町道と接続されたため、終点位置と延長が変更となっております。議案書2ページ目には変更前の認定図を、3ページ目には変更後の認定図を添付しております。

変更の内容は終点位置が東安堵字中島84-1から東安堵字ホウジ118-8に変更となり、延長46.8mが119.7mに72.9mの増でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号：町道路線の変更について

町道路線を別紙のとおり変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

以上でございます。よろしく御審議ください。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありますか。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） ただ今、議案第 3 号、町道路線の変更について、議題の説明ございました。

あのう、本件に、案件でございますけども、先般 8 月 30 日、議会運営委員会でも協議をいたしました。この件につきまして、路線の、従来の、特に従来の路線の認定の在り方、そしてまた昨今の認定の在り方につきまして色々と総務産業建設常任委員会で審議をしていきたいとかように存じております。できますならば、総務産業常任委員会で付託をしていただきまして、審議していただける場をどうぞ提供いただければ幸いです。

以上でございます。

議長（山岡 敏） はい、他にございませんね。

議長（山岡 敏） はい。

それではただ今、森田議運委員長から、総務産業建設、総務産業建設常任委員会へ付託してはどうかという動議がでました。この動議は 1 人以上賛成者がありますので、成立いたします。

議案第 3 号を総務産業建設常任委員会に付託することの動議を議題とします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって、議案第 3 号を総務産業建設常任委員会に付託することの動議は可決されました。

議長（山岡 敏） 次に

日程第 7 認定第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号：平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 3 号：平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 4 号：平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 5 号：平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 6 号：平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 7 号：平成 24 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上、認定第1号から第7号までの7議案を一括議題といたします。

議長（山岡 敏） ただ今の議題としました7議案について提案理由説明を求めます。

会計管理者（喜多君美代） はい、議長。

議長（山岡 敏） キタダ会計管理長。喜多ですね、失礼しました。

（喜多会計管理者 登壇）

会計管理者（喜多君美代） おはようございます。会計管理者の喜多でございます。よろしくお願いいたします。

それでは認定第1号から認定第7号までの、平成24年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして御説明いたします。

平成24年度予算の方針に沿って執行し、本年5月末日の出納閉鎖を迎え、その後決算作業を行い、7月22日から24日の3日間の監査委員による決算審査を経まして、本9月議会定例会において認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは認定第1号から第7号までの議案書を朗読いたします。

議案、認定第1号から第6号 平成24年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成24年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

1 平成24年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第5号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第6号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 平成24年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書

3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果

平成25年9月4日提出

安堵町長 西 本 安 博

決算書1ページをお願いいたします。

下段の方でございます。

意見書

地方自治法第233条第1項の規定により、平成24年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者より提出されたので、審査した結果、地方自治法その他関係法規に背戻した点を認めず、尚本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、確実なるものと信じます。よって、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。よって、認定せられんことを望みます。

平成25年9月4日

安堵町長 西 本 安 博

9ページをお願いいたします。

平成24年度安堵町会計別決算総括表

各会計別の決算額のみを朗読させていただきます。

一般会計、歳入 35 億 2,220 万 7,588 円、歳出 31 億 2,976 万 1,917 円、歳入歳出差引残額 3 億 9,244 万 5,671 円。うち繰越明許費繰越額 370 万 8 千円、翌年度繰越額 3 億 8,873 万 7,671 円。

国民健康保険特別会計、歳入 9 億 1,752 万 3,099 円、歳出 9 億 5,522 万 1,446 円、歳入歳出差引残額 マイナス 3,769 万 8,347 円、翌年度繰上充用金をもって補填いたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入 161 万 7,856 円、歳出 2,455 万 4,864 円、歳入歳出差引残額 マイナス 2,293 万 7,008 円、翌年度繰上充用金をもって補填いたします。

下水道事業特別会計、歳入 3 億 2,792 万 3,687 円、歳出 3 億 2,792 万 3,687 円、歳入歳出差引残額 0 円。

介護保険特別会計（保険事業勘定）、歳入 6 億 71 万 9,225 円、歳出 5 億 9,965 万 3,466 円、歳入歳出差引残額 106 万 5,759 円、翌年度へ繰越します。

後期高齢者医療特別会計、歳入 7,244 万 3,712 円、歳出 7,244 万 3,712 円、歳入歳出差引残額 0 円。

総合計、歳入 54 億 4,243 万 5,167 円、歳出 51 億 955 万 9,092 円、歳入歳出差引残額 3 億 3,287 万 6,075 円、うち繰越明許費繰越額 370 万 8 千円、翌年度繰越額 3 億 2,916 万 8,075 円。

各会計別総括表につきましては以上でございます。

続きまして認定第7号、平成24年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして御説明させていただきます。

公営企業法に基づき、剰余金の処分について議会の議決をお願いいたしたく存じますので、決算書7ページの、平成24年度安堵町水道事業剰余金処分計算書（案）をお願い、お願いいたします。

右端の未処分利益剰余金の覧を御覧ください。

平成24年度におきましては4,496万1,560円の利益剰余金が発生いたしましたので、建設改良積立金に1千万円を積立てるものでございます。まずこの剰余金の処分を御審議、

可決いただき、その後通常どおり平成 24 年度安堵町水道事業会計決算の認定について御審議、御認定いただきますようお願いいたします。

平成 24 年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、議会の認定を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読いたします。

認定第 7 号：平成 24 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 3 項の規定に基づき、元い、第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて提出し、認定を求める。

平成 25 年 9 月 4 日提出

安堵町長 西 本 安 博

決算書 10 ページ中段の経理状況を朗読いたします。

収益的収支については、収入面で営業収益 1 億 5,730 万 4,674 円と前年度に比べ 0.7% の減となり、給水収益（水道料金収入）につきましては、1 億 4,978 万 2,426 円となり、その他営業収益を合わせた事業収益は 1 億 5,845 万 4,342 円であります。

また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で 1 億 4,811 万 8,481 円となり、前年度に比べ 565 万 8,323 円の減となりました。

以上、収支差し引きいたしますと 1,033 万 5,861 円の黒字を計上することができ、前年度繰越利益剰余金 3,462 万 5,699 円を加えますと 4,496 万 1,560 円の利益剰余金を計上いたしました。

資本的収支については、収入面で、工事負担金、施設整備基金利息等 100 万 1,526 円であり一方支出面では、建設改良費、償還金等で合計 5,479 万 3,265 円となりました。

以上が現況であります。需要水量が減少傾向で水道料金収入の増加は見込めませんが、今後も経営の合理化に努め、財政の健全化に一層努力する所存であります。

以上、平成 24 年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況でございます。

よろしく御審議、御認定のほど、お願いいたします。

議長（山岡 敏） 続きまして、松田監査委員に決算審査報告を求めます。

議選監査委員（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

（松田監査委員 登壇）

議選監査委員（松田和代） おはようございます。

監査委員 2 名を代表いたしまして、決算審査の結果を報告させていただきます。

決算書 2 ページをご覧ください。

平成 24 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 24 年度安堵町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各関係諸帳簿、証拠書類等について、所与の態勢により所定の期間に審査した結果を下記に述べる。

記

第 1 審査の対象

歳入歳出決算

平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算

平成 24 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成 24 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

平成 24 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成 24 年度安堵町介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算

平成 24 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

関係書類

平成 24 年度歳入歳出決算書

平成 24 年度歳入歳出決算事項別明細書

平成 24 年度実質収支に関する調書

平成 24 年度財産に関する調書

第 2 審査の期間

平成 25 年 7 月 22 日から 24 日まで 3 日間

第 3 審査の方法

町長から審査に付された平成 24 年度安堵町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課から提出された資料と照合調査、調査照合し、並びに関係職員の説明を聴取し、決算書式の適否及び計数の正否、かつ、予算執行状況について審査を実施した。

第 4 審査の結果

町長から審査に付された平成 24 年度安堵町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して適正に調製され、記帳や計数も証憑書類と符合し、非違の経理はなく内容も正確なものであり、また、予算執行状況については、概ね適正であると認められた。

第 5 審査の個別意見

（1）一般会計

歳入決算額は35億2,220万7,588円で、23年度に比べると1億9,584万7,250円 5.9%の増であり、予算現額に対する収入率は102.5%となっている。

歳出決算額は31億2,976万1,917円で、23年度に比べると3億7,990万4,704円 13.8%の増であり、予算現額に対する執行率は91.1%となっている。

歳入歳出差引額形式収支は3億9,244万5,671円となり、翌年度へ繰り越した事業の財源に充当すべき額370万8千円を差し引いた3億8,873万7,671円が24年度の実質収支となる。

次に、24年度の実質収支額から23年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は1億6,378万1,454円の減となっている。

歳入においては、23年度と比べ約1億9,600万円の増となっている。

これは主に地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入で約4,300万円の減となったものの、地方交付税、県支出金、繰越金、町債で約2億3,700万円の増となったことによるものである。

その内容をもう少し分析してみると、町税については、調定額8億2,281万1,827円に対して収入済額は7億5,286万3,997円となり、23年度に比べて785万5,720円の増となっている。

これは収納率が91.5%で23年度比0.9ポイント向上したことによるものである。

不納欠損分は、不納欠損分については、24年度の執行はなかった。

今後、悪質な滞納者に対しては、町として毅然とした態度でもって臨むとともに、新たな収入未済額の発生を未然に防止するため、適切な納税相談と滞納の初期段階での迅速な対応に取り組み、収入未済額の縮減に努められたい。

次に歳出においては、23年度と比べ約3億8千万円の増となっている。

これは、議会費、消防費、公債費で約1億300万円の減となったものの、総務費、民生費、教育費、諸支出金で約4億4,400万円の増となったことによるものである。

これを分析すると、近年、職員の定年退職などが続いていたが、職員採用を見送り、町財政の維持に努めてきたが、団塊の世代の退職を見据え、職員を採用したことなどによる人件費の増や補助費等の増によるものである。

諸支出金については、財政調整基金に約3億円を積み立てたものである。

不用額については、約2億2,100万円である。

主な要因は、児童措置費の制度改正による減、電算システムのクラウド化（業者が提供するシステムをネットワークで利用すること）による経費の減及び住民対象見込件数の減等によるものであることが認められる。必要額の早期把握と適時の補正、減額補正により、財源の効果的な活用にも努められたい。

今後は、長期にわたり低迷が続いていた景気は底を打ち、緩やかな回復がみられるものの、少子高齢化の進行や社会福祉などに係る経費の増加が見込まれ、厳しい財政運営が推測される。

このことから、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、さらなる事務事業の抜本的な見直しを通じて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

（２）国民健康保険特別会計

平成 24 年度の決算額は歳入総額 9 億 1,752 万 3,099 円、歳出総額 9 億 5,522 万 1,446 円で、実質収支額は 3,769 万 8,347 円の赤字となっている。

しかしながら、単年度収支額は 362 万 1,935 円となり、2 年続けて黒字であり、国民健康保険税の収納率については、65.8%と 23 年度に比べ 3.9 ポイント上がり、収納に対する地道な努力の成果が見受けられた。

今後、厳しい社会情勢にあっても安定した事業運営に向けて、収納率の向上を図り、事業運営の財源となる保険税の確保に努められたい。なお、保険給付費の増加が見込まれることから、医療費の抑制につなげるためにも、健康増進や生活習慣病の予防など町民の健康づくりを積極的に支援されたい。

（３）住宅新築資金等貸付事業特別会計

平成 24 年度の決算額は歳入総額 161 万 7,856 円、歳出総額 2,455 万 4,864 円で、実質収支額は 2,293 万 7,008 円の赤字となっている。

この要因は、これまでと同様、住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金が長年にわたり滞ってきた結果である。

今後は、適切な納付相談と滞納者の意識改革などによる収納率の向上に努め、負担の公平性を確保されたい。

（４）下水道事業特別会計

平成 24 年度の決算額は歳入総額、歳出総額ともに 3 億 2,792 万 3,687 円である。

歳入歳出の決算額は 23 年度に比べて 7,711 万 5,407 円が増となっている。

これは主に、23 年度からの繰越明許費繰越額 4,500 万円と岡崎地区の下水道建設費用の増によるものである。

平成 24 年度末における整備状況は、処理区域内人口 6,796 人をベースとして、普及率が 88.2%、水洗化率が 61.2%と着実に進展している。

今後は、下水道事業の将来的な財政負担を見据え、整備完了区域については公共下水道への接続が早期に実施されるよう対処されたい。

（５）介護保険特別会計（保険事業勘定）

平成 24 年度の決算額は歳入総額 6 億 71 万 9,225 円、歳出総額 5 億 9,965 万 3,466 円であり、介護保険給付費準備基金 804 万 9 千円を取り崩したことにより実質収支額は 106 万 5,759 円の黒字となっている。

歳入総額については、23 年度に比べて約 3,197 万円の増となっている。

これは、24 年度に保険料を値上げしたこと、団塊の世代が 65 歳に達することに伴い、第 1 号被保険者数が増加したことによるものである。

また、保険料の収納率については、94.9%と 23 年度に比べ 5.8 ポイント上がり、収納に対する地道な努力の成果が見受けられた。保険料の納付については、適切な納付相談と初期段階での迅速な対応などによる収納率の向上に努め、負担の公平性を確保されたい。

一方、歳出総額については、23 年度に比べて約 4,150 万円増加し、その大部分を占めているのは保険給付費で、23 年度に比べて 4,648 万 2,846 円の増となっている。

今後、介護期間の長期化や介護する家族の高齢化も進み、家族による介護はますます困難となり、介護給付費の更なる増加が見込まれることから、安堵町老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画に基づいた適切な事業運営に取り組まれない。

(6) 後期高齢者医療特別会計

平成24年度の決算額は歳入総額、歳出総額ともに7,244万3,712円である。

本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として平成20年4月に創設され、都道府県単位の広域連合組織により制度運営を行っているところである。

款別の歳出総額に占める割合が大きいものは、広域連合納付金約7,162万円であり、医療費の動向を十分検証し、検診結果に基づく保健事業を行い被保険者、住民の健康増進に努めていただきたい。

(7) 財産の状況

①公有財産

24年度より公有財産デジタル化がされた。

24年度中の土地及び建物については、土地で1件、21㎡をインフラ資産として取得した。その他の土地や建物等の財産については、適切に管理がなされていると認められる。

②物品

平成24年度決算における公用車の保有台数は49台で23年度に比べて1台減となった。

今後とも維持管理経費の節減に努められたい。

③基金

平成24年度決算における各基金のうち、現金・預金の現在高は16億9,197万1,931円で23年度に比べて2億9,595万2,591円の増となった。

基金に積み立てた主なものは、財政調整基金積立金約3億円と各基金に生じた利息は146万8,983円である。

一方、基金の取崩しにより減少したのは、地域福祉基金積立金551万6,392円である。

また、各基金はその目的や関連事業の趣旨に即して、適切に運用されていると認められることから、今後もその基金の設置目的に沿って将来に向けた確実かつ計画的な積立に努められたい。

上記、平成24年度一般会計・各特別会計歳入歳出決算審査意見書を提出する。

平成25年9月4日

安堵町監査委員 桑 原 眞之輔

松 田 和 代

安堵町長 西 本 安 博 様

以上、決算審査報告とさせていただきます。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく、平成24年度安堵町水道事業会計決算審査について報告いたします。

審査は、平成25年7月22日に実施いたしました。

お手元の資料を御覧ください。

それでは、決算審査意見書を朗読いたします。

水道事業会計決算書を御覧ください。

平成24年度安堵町水道事業会計決算審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成24年度安堵町水道事業会計決算及び附属書類等について審査を行った結果、次のとおり意見を提出する。

平成24年度安堵町水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成24年度安堵町水道事業会計決算

1 水道事業決算報告書

2 財務諸表

(1) 水道事業損益計算書

(2) 水道事業剰余金計算書

(3) 水道事業貸借対照表

3 水道事業報告書

4 附属書類

(1) 収益費用明細書

(2) 資本的収支明細書

(3) 固定資産明細書

(4) 企業債明細書

(5) 貯蔵品明細書

第2 審査の期日

平成25年7月22日

第3 審査の方法

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類について、関連法令に準拠して作成されているか、諸表の計数は正確であるか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係諸帳簿・証拠書類との照合検査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態も適正に表示されており、決算計数は適正なものとした。

1 事業の概要

(1) 事務実績

経営実績について、平成24年度給水人口は6,400、6,742人で、23年度と比較して88人の減少、給水戸数は2,473戸で、23年度と比較して1戸の減少となっている。

また、年間配水量は74万5,305 m³で、23年度と比較すると6,600 m³が減少しており、1日平均配水量も2,042 m³と23年度より12 m³の減少となっている。

年間有収水量は71万7,382 m³で23年度と比較すると1万1,086 m³が減少しており、配

水量に対する有収量の割合を示す有収率は 96.3%で、23 年度と比較して 0.6 ポイント低くなっている。

(2) 建設改良事業等

建設改良事業については、主に配水管整備工事（配水管布設替に伴う舗装工、配水管移設工）、浄水施設整備工事（次亜塩設備改良工）及び中央監視設備改良工事などである。

2 予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収益的収入の決算額は 1 億 5,845 万 4,342 円で、23 年度と比べると 137 万 1,797 円 0.9% の減となっている。

収益的支出の決算額は 1 億 4,811 万 8,481 円で、23 年度と比べると 565 万 8,323 円 3.7% の減となっている。

収支差引額は 1,033 万 5,861 円の黒字となっている。

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入の決算額は 100 万 1,526 円で、23 年度と比べると 458 万 8,309 円 82.1% の減となっている。

資本的支出の決算額は 5,479 万 3,265 円で、23 年度と比べると 2,261 万 9,634 円 70.3% の増となった。

収支差引額は 5,379 万 1,739 円の赤字となっている。

3 不納欠損分

24 年度の不納欠損分は 9 件が処理され、その内容、処理手続きは適正に行われていた。

4 むすび

水道事業の決算は黒字であり健全ではあるが、節水意識の高まり、節水型機器の普及、少子高齢化の進行に加え、企業の経費節減に向けた努力による使用水量の減少などにより、給水収益が減少する状況にある。

一方、費用面では、水道施設の維持管理や経年劣化に伴う改良・更新に多額の経費を要することが予測される。

今後は、長期的な施設の整備及び更新計画に基づいた機器類の整備更新に努め、計画的な財政運営による健全経営と安心・安全な生活水の安定供給に向けて引き続き努力されたい。

平成 25 年 9 月 4 日

安堵町長 西 本 安 博 様

安堵町監査委員 桑 原 眞之輔

松 田 和 代

以上、決算審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） はい、松田監査議員御苦労さんでございました。

これより認定第 1 号から第 7 号までの総括質疑を行います。

議長（山岡 敏） 総括質疑ありませんか。

議長（山岡 敏） 総括質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） お諮りいたします。

認定第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定については、議長及び議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしという声ありますので、異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定については、議長及び議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「一般会計、一般会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） 続いて、認定第 2 号から認定第 7 号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「特別会計等決算審査特別会計」を、会計会を設置し、特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって認定第 2 号から認定第 7 号までについては、議長と議会選出監査委員を除く全議員 8 名の委員で構成する「特別会計等決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（山岡 敏） ただ今 11 時 16 分でございます。

暫時ちょっと休憩したいと思います。

はい、よろしくお願いします。

（暫時休憩）

11 時 16 分

11 時 30 分

議長（山岡 敏） 休憩前に引き続き、再開します。

先程の一般会計決算審査特別委員会及び特別会計等決算委員、特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会

委員長に 森田議員、

同じく副委員長に 田中議員です。

特別会計等決算審査特別委員会

委員長 浅野議員、

同じく副委員長 島田議員です。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 次の

日程第 14 報告第 2 号：「健全化判断比率報告について」

日程第 15 報告第 3 号：「資金不足比率報告について」を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） すいません。

それでは報告第 2 号、平成 24 年度財政健全化判断比率報告書並びに、報告第 3 号、平成 24 年度資金不足比率報告書について一括して御説明させていただきます。

両案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、議会に報告し、公表するものでございます。

まず報告第 2 号についてでございますが、この健全化判断比率には、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す実質赤字比率と、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す連結実質赤字比率と、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率及び、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担、負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率の 4 つがございます。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計等では黒字となっているため、該当いたしません。次に、連結実質赤字比率でございますが、国民健康保険特別会計等で赤字となっておりますが、一般会計等が黒字であり、赤字分を大きく上回っているため、これにつ

いても該当いたしません。

次に、実質公債費比率でございますが、7.7%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計等の借入金、地方債でございますが、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、該当いたしません。

同法第3条により、比率の算定後は監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告し、かつ、公表することとなっております。

また続きまして、報告第3号についてでございますが、資金不足比率報告書については、法適用公営企業である水道事業会計及び法非適用公営企業会計の下水道事業特別会計の2つの会計の事業規模に対する資金不足の比率を算定するものであります。

平成24年度の水道事業会計については、黒字であるため該当いたしません。

また、下水道事業特別会計においても、収支がゼロであるためこれも該当いたしません。

これらにつきましても、同法第22条の規定により、資金不足の比率の算定後、監査意見の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することとなっているため、監査意見の、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

なお、両案件につきましても、本年7月24日に監査委員の審査に付し、翌月8月9日に意見をいただきましたので、申し添えます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第2号：健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度資金不足、資金不足比率を次のとおり報告する。

記、実質赤字比率、一、(15.0)。連結実質赤字比率、一、(20.0)。

実質公債費比率、7.7、(25.0)。将来負担比率、一、(350.0)。

備考

1. 実質赤字額の、すいません、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、ない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合はバーと表記。2、ああすいません、バーと記載。

2. 括弧内には当該地方公共団体の早期健全化基準を記載。

平成25年9月24日報告、すいません、9月4日報告

安堵町長 西 本 安 博

報告第3号：資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度資金不足比率を次のとおり報告します。

特別会計の名称、水道事業会計、資金不足比率、一、経営健全化基準、パーセント20%、備考1億5,784万1千円

特別会計の名称、水道事業特別会計、下水道事業特別会計、資金不足比率、一、経営健全化基準、パーセント 20%、備考 4,627 万 6 千円。

備考

1. 資金不足がない場合はバーと記載。
2. 必要に応じて、特別会計の名称欄を追加すること。
3. 備考欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により記載すること。「令第 17 条第 1（2，3，4）号括弧書きの規定により事業の規模を算定」

平成 25 年 9 月 4 日報告

安堵町長 西 本 安 博

以上でございます。よろしく議審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山岡 敏） はい、それでは一括質疑に入ります。

議長（山岡 敏） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） 報告第 2 号、報告第 3 号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による議会への報告のみでございますので、御承認願います。

議長（山岡 敏） 日程第 16 報告第 4 号：「平成 24 年度安堵町土地開発公社決算の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） それでは報告第 4 号、平成 24 年度土地開発公社の決算報告について御説明させていただきます。

決算書の 3 ページを御覧ください。

平成 24 年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

当公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、これまで安堵町の秩序ある開発と整備を促進するため、公有地の確保に努めてまいりました。

安堵町の依頼により、事業等に供する用地の先行取得などを行うとともに、保有地を管理し、また、売却事業としていたしております。安堵町へ保有地の売り渡しを行ってきたところでございます。

平成 24 年度事業の概要及び収支決算等につきましては、まず公社の庶務関係といたしまして、平成 24 年 5 月 23 日に、平成 23 年度収支決算の監査が行われ、同年 6 月 1 日の定例理事会におきまして、平成 23 年度の決算報告がなされております。また、平成 25 年 2 月 1 日の定例理事会におきましては、平成 25 年度の事業計画及び予算案について承認をいただいております。

続きまして 4 ページを御覧ください。

用地の買収と売却についてでございますが、平成 24 年度におきましては、公有地の先行取得及び売り渡しはございませんでした。

次に 5 ページを御覧ください

平成 24 年度安堵町土地開発公社決算報告でございます。

最初に収益的収入及び支出について御説明いたします。

まず収入でございますが、第 2 款、事業外収益、第 1 項、受取利息としまして当初予算額 400 万円に対し、すいません。4 千円に対し、決算額は 1,506 円でございます。これは公社設立基金 500 万円の受取利息でございます。

次に支出でございますが、当初より支出予定はありませんでした。

次に 6 ページを御覧ください

資本的収入及び支出について、まず収入の部からですが、

区分、第 1 款、資本的収入、第 2 項、利子補給金の当初予算額 74 万円に対し、決算額は 73 万 5,969 円でございます。これは銀行への支払利息に対する一般会計よりの利子補給金でございます。

次に支出でございます。

第 2 項、事業外費用、当初予算額 75 万 3 千円に対し、決算額は 73 万 5,969 円となっております。これは銀行への利子支払い利息でございます。

したがいまして、平成 24 年度の資本的収入及び支出につきましては、収入額 73 万 5,969 円に対し、支出額 73 万 5,969 円でございます。

なお、次のページからは収支決算の項目別明細となっておりますが、これまでの説明と重複する部分も多くございますので省略させていただきます。

それでは報告第 4 号を朗読させていただきます。

報告第 4 号：平成 24 年度安堵町土地開発公社決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 23 年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり提出する。

平成25年9月4日提出

安堵町長 西本 安博

以上でございます。よろしく御審議ください。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） 報告第4号につきましては、地方自治法第243条の、第243条の3第2項の規定による議会への報告のみでございますので、御承認願います。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） 森田議員。

1番（森田 瞳） 本日、議会の中で、先ほど町道路線の認定ということで、総務産業建設常任委員会で付託をしていただきました。

また、安堵町の、安堵町の我々議会議員全体が当初、意見書を行政側に提出さしていただいております安堵中学校の給食の実施についてということでございます。その件につきまして、去る8月30日の日に議会運営委員会で議論ございました。全議員がですね、文教厚生常任委員会を会期中にもっていただいて、教育長なり、そしてまた主幹なりの今現状の状況を聞かしていただきたいという提案がございました。そういうことで、文教厚生常任委員会をですね付託していただいて、その中で審議を賜りたいということでよろしくお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） はい、ただ今、森田議会運営委員長から発言がありました。

文教厚生常任委員会を開きたい動議がありました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会を開くことに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい。

それでは、ただ今森田議運の委員長から発言がありました文教厚生常任委員会を開くことに決定いたしました。

議長（山岡 敏） それでは次に、お手元に配付しています会期日程を御覧ください。

議長（山岡 敏） 会期日程については本日を含み、
一般会計決算審査特別委員会は５日、特別会計等決算審査特別委員会は６日、
総務産業建設常任委員会は９日、文教厚生常任委員会は１０日、
議会運営委員会は１１日、会議はいずれも午前１０時からでございます。

議長（山岡 敏） なお、次回の本会議は１３日午前１０時からです、
よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 以上で本日の日程は全部終了しました。
これをもってサンパイ、散会します。

散 会

１１時５０分
